7　第一項の特定事業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、同項の申請書には、当該特定事業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

8　主務大臣は、第一項の申請書及び第四項から前項までの書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

9　［略］

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第二による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の特定事業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合においては、前項の申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　第一項の特定事業者等が前項の申請書を提出する場合においては、同項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

7　第一項又は第二項の特定事業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該特定事業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

8　主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項、第六項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

9　［略］

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の特定事業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第三に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（事業承継等事前調査の報告）

第五条　特定事業者等は、法第十七条第一項の認定に係る経営力向上計画（法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定経営力向上計画」という。）に、法第十七条第四項第二号に規定する事業承継等事前調査（次項において単に「事業承継等事前調査」という。）に関する事項を記載した場合であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等（法第二条第十項第八号に掲げる措置に限る。次項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、様式第四による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（事業承継等事前調査の報告）

第五条　特定事業者等は、法第十七条第一項の認定に係る経営力向上計画（法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定経営力向上計画」という。）に、法第十七条第四項第二号に規定する事業承継等事前調査（次項において単に「事業承継等事前調査」という。）に関する事項を記載した場合であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等（法第二条第十項第八号に掲げる措置に限る。次項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、様式第五による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。